

2023年10月

お客さま各位

奈良信用金庫

インボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応に関するお知らせ

平素は奈良信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2023年10月1日(日)より、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始となりました。当金庫では、適格請求書発行事業者として、インボイス制度への対応を下記のとおり行いますので、ご案内いたします。

記

■当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

登録番号	T4150005002485
------	----------------

■当金庫のインボイス対応について

区分	交付方法	主な種類
営業店窓口等でお支払いいただく手数料(振込・両替・入金・再発行等)	窓口で交付	インボイス対応の受取書(領収書・手数料受取書・受取書・振込金受取書・インボイス管理票等)を交付します。
営業店窓口以外の自動振替等でお支払いいただく手数料(ならしんWEB-FB手数料・貸金庫使用料・継続発行残高証明発行手数料等)	電子交付	手数料取引を記載した明細書を作成し、電子交付します。お客さま自身で所定のウェブサイトにて取得いただけます。なお、明細書の作成には依頼書の提出が必要です。 ※2023年9月末までに以下の取引をご契約いただいているお客様は自動発行となり依頼書のご提出は不要です。 (でんさい、WEB-FB、HB、IB、継続発行残高証明) ※一部の手数料は「インボイス管理票」に掲載されませんので、別途お客様にインボイスの要件を満たした書面を交付するなどの対応を実施いたします。
ATM及び両替機による取引	交付なし	ATM・両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、インボイスは発行いたしませんのでご了承ください。お客様が必要事項を記載した帳簿を保管することにより消費税の仕入税額控除を受けることができます。

以上

2023年9月

お客さま各位

奈良信用金庫

インボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応に関するお知らせ

平素は奈良信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2023年10月1日(日)より、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されますので、同制度への当金庫の対応につきましてお知らせいたします。

当金庫では、インボイス発行事業者の登録を行い、インボイス制度の対象となる課税取引に関して、同制度の要件を満たした請求書やご利用明細等を発行するよう現在準備を進めております。

ご入用の際は、インボイス制度が開始となる10月以降、窓口へお申し出ください。

■当金庫の適格請求書発行事業登録番号

登録番号	T4150005002485
名称	奈良信用金庫
本店所在地	奈良県大和郡山市南郡山町 529 番地の 6

なお、上記登録番号は、国税庁の「インボイス制度適格請求書発行事業公表サイト」でもご確認いただけます。

■[奈良信用金庫の情報「国税庁 インボイス制度適格請求書発行事業公表サイト」](#)

インボイス制度の詳細については、以下の国税庁サイトをご確認ください。

■[国税庁 インボイス制度公表サイト](#)